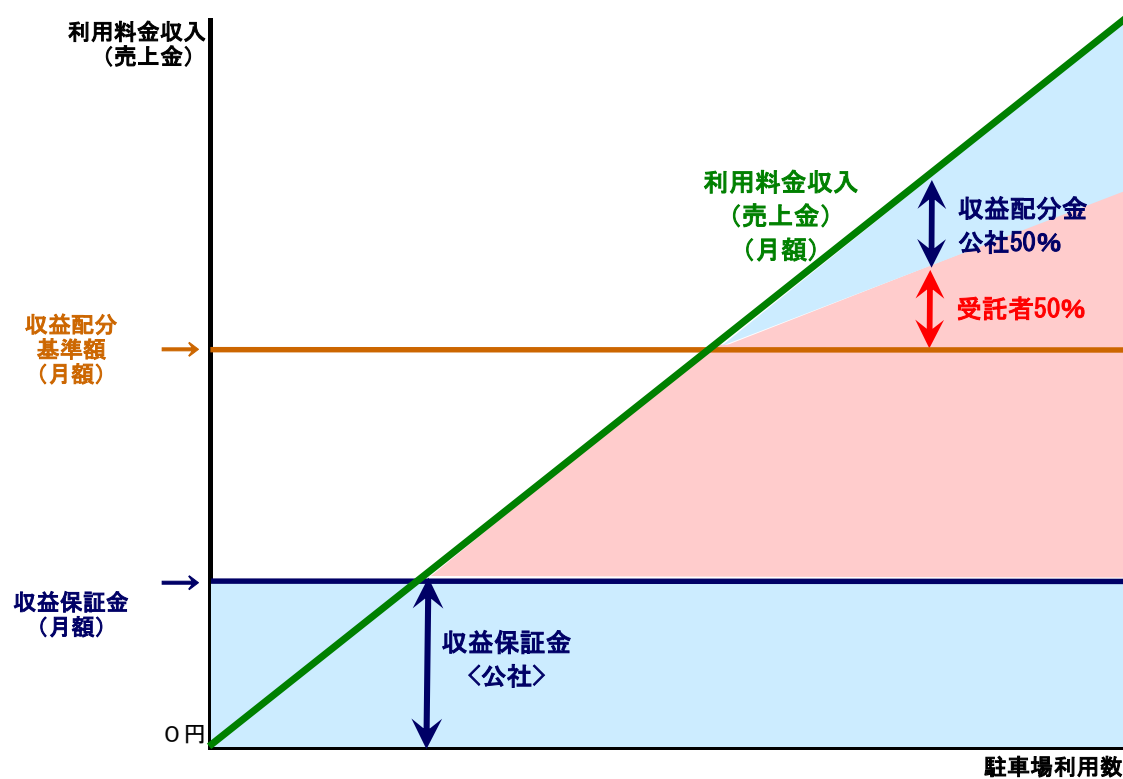


来客者用駐車場（コインパーキング）管理運營業務委託の事業方式について



- (1) 受託者が公社に支払う契約金額は、収益保証金及び収益配分金とする。
- (2) 受託者は、利用料金収入（売上金）の額にかかわらず、収益保証金を公社に支払う。
- (3) 受託者は、月間の利用料金収入（売上金）に応じた収益配分金を公社に支払う。収益配分金は、月間の利用料金収入（売上金）が、収益配分基準額を超える金額について、配分率を50%とし、その割合を乗じて得た額とする（10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。）。